

公益社団法人 日本気象学会沖縄支部規約

総 則

第1条 この支部は、公益社団法人日本気象学会沖縄支部といい、事務所を那覇市樋川1丁目15番15号那覇第1地方合同庁舎内におく。

会 員

第2条 この支部は、沖縄県に在住する日本気象学会員によって構成される。

目的及び事業

第3条 この支部は、日本気象学会の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励、推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。

第4条 この支部は、前条の目的を達成するために講演会ならびに学術的会合その他この支部の目的にかなう事業を行う。

役 員

第5条 この支部に、理事7名(内支部長1名)および支部の会計を監査する監事2名をおく。

第6条 理事及び監事は、支部会員の中から選挙によって決める。

第7条 支部長は、理事の互選によって決める。

第8条 支部長は、この支部を代表し、支部の事務を総理する。支部長に事故があるとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

第9条 理事は、理事会を構成し、この規約に定める事項を執行する。

第10条 支部長は、支部事務の一部を処理させるため幹事3名をおくことができ、そのうち1名に会計事務を担当させることができる。転勤、その他の事情により幹事に欠員が生じた時は、支部長がこれを補うことができる。任期は特に定めない。

第11条 理事および監事の任期は2年(選挙の翌々年6月30日まで)とする。ただし再任は妨げない。理事および監事に欠員が生じた場合は、理事会の推薦により補充する。補充された理事および監事の任期は、前任者の後任期間とする。

理事会

第12条 理事会は年1回以上支部長が招集する。ただし、2名以上の理事から理事会招集請求された場合は、支部長は、請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

第13条 理事会は、過半数の理事の出席により開催することができる。理事会の議長は支部長とする。

総 会

- 第14条 1. 総会を、年1回支部長が招集する。
2. 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を会員に通知しなければならない。
3. 次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。
- (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他理事会において必要と認めた事項
4. 総会は、会員現在総数の5分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、総会に出席できない会員で、当該議事につき他の出席会員に評決を委任した者および書面によって決議に参加した者は出席とみなす。

会 計

- 第15条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

規約変更

- 第16条 この規約は、会員の3分の2以上の承認を得なければ変更することができない。

細 則

- 第17条 この規約の実行に必要な細則は別に定める。

付則

- この規約の改正は昭和53年4月1日から適用する
- この規約の改正は昭和58年4月1日から適用する
- この規約の改正は昭和63年7月28日から適用する
- この規約の改正は平成3年8月から適用する
- この規約の改正は平成5年8月23日から適用する
- この規約の改正は平成6年8月17日から適用する
- この規約の改正は平成8年9月6日から適用する
- この規約の改正は平成15年7月15日から適用する
- この規約の改正は平成23年6月29日から適用する
- この規約の改正は平成25年6月17日から適用する
- この規約の改正は平成28年6月17日から適用する
- この規約の改正は平成29年6月14日から適用する